

議第124号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 9 月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。
別表伏見福祉事務所の項中「京都市伏見区御駕籠町91番地」を「京都市伏見区鷹匠町39番地の2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

伏見福祉事務所の位置を変更する必要があるので提案する。